

7長技専 第 12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年7月16日

長崎県立長崎高等技術専門校
校長 吉田 憲司

1 一般競争入札に付する事項

長崎高等技術専門校植栽管理業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 長崎県内に本社を有する法人または長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用していること。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、下記(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく造園工事業の許可の有無
 - カ 植栽管理実績（入札日の前日より起算して過去5ヵ年の間に国及び地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に2件以上の契約実績があること。）

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年7月25日（金）までの間（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から下記(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県立長崎高等技術専門校のホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-kogi/index.html>）から入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、下記(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 印鑑届（様式第3号）

ウ 建設業法第3条の規定に基づく、造園工事業の許可通知書の写し

エ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業概要書（様式第4号）

ケ 上記3の(3)審査事項のカの条件を満たすことを証する契約書の写し

コ 上記3の(1)のうち長崎県内に支店等を有する法人にあっては、当該支店等の所在地及び当該支店における常勤の従業員の雇用状況を示す書面（任意様式）

なお、建設業法に第3条に基づく造園工事業の許可を受けており、令和6年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でない者は、競争参加資格確認届出書（様式第5号）の提出をもって、エからクの書類の提出を省略することができる。

提出書類は原本とし、エからキの書類は、参加資格申請日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷 547-21

（名称）長崎県立長崎高等技術専門校 総務課

（電話）095-887-5671

（FAX）095-813-5676

（ホームページURL）<https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-kogi/index.html>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。